

読 替 後	読 替 前
<p>(適用の範囲)</p> <p>第二百二十七条 この節の規定は、法第三十五条に掲げる建築物に適用する。</p> <p>(敷地内の通路)</p> <p>第二百二十八条 敷地内には、第二百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百二十五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路(仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。)を設けなければならない。</p> <p>(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)</p> <p>第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物(法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物を除く。)でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積(主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)が千平方メートルを超える場合においては、その周囲(道に接する部分を除く。)に幅員が三メートル以上の通路(仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。)を設けなければならない。ただし、延べ面積が三平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第二百二十七条 この節の規定は、法第三十五条に掲げる建築物に適用する。</p> <p>(敷地内の通路)</p> <p>第二百二十八条 敷地内には、第二百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百二十五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路を設けなければならない。</p> <p>(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)</p> <p>第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物(法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物を除く。)でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積(主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)が千平方メートルを超える場合においては、その周囲(道に接する部分を除く。)に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が三平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を一・五メートル以上とすることが</p>

分の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、その幅員を一・五メートル以上とすることができる。

2 同一敷地内に二以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が千平方メートルを超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が千平方メートルを超えるときは、延べ面積の合計千平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計千平方メートル以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が三千平方メートルを超える場合においては、その延べ面積の合計が三千平方メートル以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は二・五メートル以上、高さは三メートル以上としなければならない。

- 一 幅が三メートル以下であること。
- 二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

5 前各項の規定による通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、敷地の接する道まで達しなければならない。

できる。

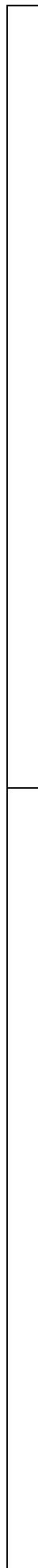
2 同一敷地内に二以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が千平方メートルを超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が千平方メートルを超えるときは、延べ面積の合計千平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。

3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計千平方メートル以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が三千平方メートルを超える場合においては、その延べ面積の合計が三千平方メートル以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、通路は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は二・五メートル以上、高さは三メートル以上としなければならない。

- 一 幅が三メートル以下であること。
- 二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

5 前各項の規定による通路は、敷地の接する道まで達しなければならない。



○平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号ロに基づく令第一百十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの読替え

（傍線部分は読替え部分）

読 替 後	読 替 前
<p>(防火区画) 第一百十二条 (略) 2 3 4 (略) 5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</p> <p>6 3 8 (略) 9 工事完了後において主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものとなるもの住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）（以下「<u>堅穴部分</u>」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、<u>堅穴部分</u>にある仮使用の部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分で</p>	<p>(防火区画) 第一百十二条 (略) 2 3 4 (略) 5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、<u>第一項の規定にかかわらず、床面積の合計百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。</u></p> <p>6 3 8 (略) 9 <u>主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）</u>については、<u>当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準</u></p>

その壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画するこ
とができない場合に於ては、当該建築物の部分）と堅穴部分にある
仮使用の部分以外の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条
第九号の二口に規定する防火設備で区画すれば足りる。

10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合には、この限りでない。

11 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

12・13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合に於ては、当該建築物の部分）とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。

10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合には、この限りでない。

11 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

12・13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖をした状態にあること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

と。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

と。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(傍線部分は読替え部分)

増 築	新 築
<p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は次の各項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該申請に係る建築物の増築又は改築に係る部分（以下「増改築部分」という。）及び建築物の敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。</p> <p>一 建築基準法施行規則第四条の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七条第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>二 新築の工事又は第三に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る増改築部分及び建築物の敷地がそれぞれ該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 当該増改築部分が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十七条から令第百二十八条の二まで及び仮使用の部分及び増改築部分</p>	<p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は次の各項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。</p> <p>一 建築基準法施行規則第四条の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七条第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>二 新築の工事又は第三に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 当該建築物が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十七条から令第百二十八条の二まで及び仮使用の部分を使用する者の安全</p>

以外の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。

ロ 当該敷地が令第二百二十七条から令第二百二十八条の二までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

ハ 仮使用の部分及び増改築部分以外の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、これらの部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。

ニ 仮使用をする期間が三年を超えない範囲内であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること

イ 仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。

ロ 令第一百十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

ハ 仮使用の部分（仮使用の部分以外の部分（増改築部分以外の部分を除く。）から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。）が建築基準関係規定に適合す

上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。

ロ 当該敷地が令第二百二十七条から令第二百二十八条の二までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

ハ 仮使用の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。

ニ 仮使用をする期間が三年を超えない範囲内であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること

イ 仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。

ロ 令第一百十二条第五項、第九項（ただし書を除く。）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

ハ 仮使用の部分（仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。）が建築基準関係規定に適合すること。ただし、令第五章第二節及

<p>ること。ただし、令第五章第二節及び第三節並びに令第二百二十九条の十三の三第二項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならぬ。</p> <p>ニ 前号ロからニまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ホ (略) ※増築・改築には適用されない</p>	<p>び第三節並びに令第二百二十九条の十三の三第二項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならない。</p> <p>ニ 前号ロからニまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十四条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）、法第三章若しくは令第二百二十条第一項若しくは令第二百二十六条の四（これらの規定中令第二百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。</p>
<p>(防火区画) 第二百十二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあっては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二</p>	<p>(防火区画) 第二百十二条 (略) 2 4 (略)</p> <p>5 建築物の十一階以上の部分で、各階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあっては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二</p>

号イの規定にかかわらず、高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。

6（8）（略）

9 工事完了後において主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものとなるもの住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）（以下「堅穴部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、堅穴部分にある仮使用の部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができる場合にあつては、当該建築物の部分）と堅穴部分にある仮使用の部分以外の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画すれば足りる。

10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二

号イの規定にかかわらず、高層部分にある仮使用の部分と高層部分にある仮使用の部分以外の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。

6（8）（略）

9 工事完了後において主要構造部を準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものとなるもの住戸の部分（住戸の階数が二以上であるものに限る。）、吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）（以下「堅穴部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、堅穴部分にある仮使用の部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができる場合にあつては、当該建築物の部分）と堅穴部分にある仮使用の部分以外の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画すれば足りる。

10 第一項から第四項までの規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第二項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第五項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二口に規定する防火設備又は前項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは法第二条第九号の二

ロに規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合には、この限りでない。

11 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

12・13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖をした状態にあること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては

ロに規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合には、この限りでない。

11 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

12・13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖をした状態にあること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては

、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分

、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15 給水管、配電管その他の管が第一項から第四項まで若しくは第十三項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第五項若しくは第八項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第九項本文、第十項本文若しくは第十二項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第十項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この項及び次項において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分

又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

（敷地内の通路）

第二百二十八条 敷地内には、第二百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百二十五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）

第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物（法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物を除く。）でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）が千平方メートルを超える場合においては、その周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。

又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二口に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

（敷地内の通路）

第二百二十八条 敷地内には、第二百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百二十五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）

第二百二十八条の二 主要構造部の全部が木造の建築物（法第二条第九号の二に掲げる基準に適合する建築物を除く。）でその延べ面積が千平方メートルを超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）が千平方メートルを超える場合においては、その周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路を設けなければならない。

ただし、延べ面積が三千平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、その幅員を一・五メートル以上とすることができる。

2 同一敷地内に二以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が千平方メートルを超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が千平方メートルを超えるときは、延べ面積の合計千平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計千平方メートル以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が三千平方メートルを超える場合においては、その延べ面積の合計三千平方メートル以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分を使用する者の用に供するものに限る。）が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は二・五メートル以上、高さは三メートル以上としなければならない。

一 幅が三メートル以下であること。

ただし、延べ面積が三千平方メートル以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、その幅員を一・五メートル以上とすることができる。

2 同一敷地内に二以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が千平方メートルを超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が千平方メートルを超えるときは、延べ面積の合計千平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計千平方メートル以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が三千平方メートルを超える場合においては、その延べ面積の合計三千平方メートル以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）を設けなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は二・五メートル以上、高さは三メートル以上としなければならない。

一 幅が三メートル以下であること。

二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

5 前各項の規定による通路（仮使用の部分及び増改築部分以外の部分）を使用する者の用に供するものに限る。）は、敷地の接する道まで達しなければならない。

二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

5 前各項の規定による通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）は、敷地の接する道まで達しなければならない。